


所管部課	市民部 市民課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
(1)改正理由 住民基本台帳法施行令の一部が改正することに伴い、「旧氏」での印鑑登録が可能となるため、条例の一部を改正する。					
(2)改正の要旨 条例第7条第1項第1号、第8条第1項第3号及び第14条第5号に「旧氏」に関する文言を追加する。 印鑑登録証明事務処理要領に則り、条例第3条第1項、第7条第2項、第8条第1項第7号、第8条第2項及び第10条の文言を整理する。					
(3)施行日 令和元年11月5日					
(4)影響及び効果 印鑑登録証明書に旧氏やその印影を使用することが可能となる。					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
平成31年4月17日 住民基本台帳法施行令の一部改正する政令公布 印鑑登録証明事務処理要領の一部改正する通知					
令和元年7月 文書課において審査済み					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
令和元年第3回市議会定例会に議案として提出したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。